

事 務 連 絡  
令和 8 年 3 月 2 3 日

都内介護サービス事業者 殿  
(介護保険施設及び特定施設入居者生活介護事業者)

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課  
東京都福祉局高齢者施策推進部在宅支援課

「電子申請・届出システム」による申請受付について（G ビズ ID 等の取得のお願い）

日頃から、東京都の高齢者福祉施策に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

指定介護サービスに係る申請及び届出については、介護保険法施行規則 165 条の 7 により、原則電子情報処理組織を使用する方法で行う旨規定されており、その附則第 43 条において、行政は令和 8 年 3 月 31 日までに電子情報処理組織を使用する方法による申請等を受理する準備を完了することとなっております。

東京都では、介護サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めており、令和 6 年度から一部のサービスにおける新規指定申請について、令和 7 年 1 1 月から全てのサービスにおける新規指定申請、変更届及び加算届について、国の「電子申請・届出システム」による受付を行っております。

また、現在は本システムによる受付を行っていない指定更新申請、廃止届、休止・再開届についても、令和 8 年 4 月 1 日より、本システムによる受付を開始します。

これに伴い、**令和 8 年 4 月 1 日以降は、原則として各種申請手続きの書面による申請の受付は行いません**ので、ご注意ください。

なお、「電子申請・届出システム」の利用に当たっては、G ビズ ID のアカウント取得等が必要となります。介護サービス事業者の皆様におかれましては、内容を御了知の上、必要な準備を御確認いただき、適切に御対応いただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 G ビズ ID について【重要・アカウント取得必須】

G ビズ ID とは、申請・手続き等の行政サービスにログインするための共通認証システムで、「電子申請・届出システム」の利用に当たっても、アカウント取得等の事前準備が必要となります。

以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請してください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

※「手続きガイド」→「ご利用ガイド」を参照の上、「アカウント作成」→「G ビズ ID アカウント申請」

#### <G ビズ ID のアカウント取得方法>

G ビズ ID のアカウント取得については、以下の「介護サービス情報公表システムを活用したオン

ラインによる指定申請の手引き（事業者向け）（以下「手引き」という。）を御確認ください。

【掲載リンク（東京都福祉局HP）】

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/jigyosyamuke\\_tebiki-pdf](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/jigyosyamuke_tebiki-pdf)

※「2. 電子申請・届出のための事前準備」→「2. 2 GビズIDの取得」を参照

<留意点>

GビズIDのアカウントは3種類（プライム、メンバー、エントリー）ありますが、「電子申請・届出システム」で利用できるアカウントは、「GビズIDプライム」又は「GビズIDメンバー」です（「GビズIDエントリー」は利用できません。）。

アカウント	対象	備考
GビズIDプライム	法人代表者向け	審査あり（オンライン申請又は書類申請）
GビズIDメンバー	組織の従業者向け	審査なし （GビズIDプライムのアカウント取得後に、GビズIDのマイページから作成可能）
GビズIDエントリー	（電子申請・届出システムでは利用できません。）	

「GビズIDプライム」のアカウント取得に当たっては、オンライン又は書類による申請・審査が必要であり、オンライン申請（マイナンバーカード必須）は最短で即日発行、書類審査は発行まで1週間程度要します。

そのため、「電子申請・届出システム」の利用に当たって初めてGビズIDのアカウントを取得する場合は、届出の提出期限までに余裕を持って対応いただきますようお願いいたします。

また、「GビズIDメンバー」は「GビズIDプライム」のアカウント取得後に作成が可能です。

「GビズIDプライム」を法人代表者が取得し、法人が有する各施設・事業所の担当者に「GビズIDメンバー」のアカウントを作成する等、各施設・事業所においてGビズIDを用いた「電子申請・届出システム」の利用が円滑に進むよう、御対応を御検討ください。

なお、自身の法人又は施設・事業所がGビズIDのアカウントを取得済か不明な場合は、まず法人本部等にご確認いただき、それでも不明な場合には、5に記載のGビズIDのヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2 登記情報提供サービスについて

登記情報提供サービスは、インターネット上で登記情報を共有できるサービスです。

新規指定申請や法人に関する変更届等について、登記情報の提出が必要な場合、「電子申請・届出システム」においては、登記情報提供サービスにより発行された照会番号が記載された電子データを御提出いただきます。

登記事項証明書の写しの添付では受け付けることができませんので、御注意ください。

登記情報提供サービスを利用するには、申込みが必要です（約1か月程度要します）。

以下のリンク先、一般社団法人民事法務協会のホームページから申込みをお願いします。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

※「申込方法」及び「操作方法」を参照

登記情報提供サービスの利用方法については、1に記載の「手引き」を併せて御参照ください。

※「2. 電子申請・届出のための事前準備」→「2. 3 添付書類（電子ファイル）の準備」を参照

### 3 「電子申請・届出システム」による申請方法について

以下の「電子申請・届出システム」操作ガイド・マニュアルや、1に記載の「手引き」（「3. 電子申請・届出」）を御参照ください。

- 「電子申請・届出システム」ログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- 「電子申請・届出システム」操作ガイド・マニュアル

[https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action=shinsei\\_static\\_help=true](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/index.php?action=shinsei_static_help=true)

### 4 やむを得ない理由により電子申請が行えない場合について

・令和8年4月1日以降も、事業所の通信環境が整わない等のやむを得ない理由により電子申請が困難な事業所については、紙の申請書・届出書等の郵送による申請・届出を行うことが可能です。下記「お問合せ先」に記載の各担当までご相談ください。

### 5 お問合せ先

#### ・GビズIDに関すること

GビズIDヘルプデスク

TEL：0570-023-797 ※受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

メール：<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

#### ・登記情報提供サービスに関すること

一般財団法人 民事法務協会

TEL：0570-020-220 ※受付時間 8：30～18：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

Web フォーム・FAX：[https://www1.touki.or.jp/inquiry/index\\_teikyou.html](https://www1.touki.or.jp/inquiry/index_teikyou.html)

#### ・電子申請・届出システムによる申請に関すること

【特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号第一本庁舎26階

東京都福祉局高齢者施策推進部 在宅支援課 高齢者住宅担当

電話 03-5320-4273

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、

軽費老人ホーム)】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号第一本庁舎26階  
東京都福祉局高齢者施策推進部 施設支援課 施設運営担当  
電話 03-5320-4264

【特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号第一本庁舎26階  
東京都福祉局高齢者施策推進部 施設支援課 有料老人ホーム担当  
電話 03-5320-4296